

東京電力株式会社の電気料金値上げに関する意見書

東京電力株式会社は、原子力発電所の稼働停止などに伴う燃料費等の大幅な増加によって深刻な経営状況にあり、現在の状態が継続すれば電気の安定供給に重大な影響を及ぼしかねないとして、事業者向けの電気料金を今年 4 月から平均で約 17% 値上げすることを一方的に決定した。

しかしながら、円高及びデフレの厳しい経済状況の中、本市市内の企業を始めとする全国の企業等が継続的に経営努力を続けているにもかかわらず、東京電力は、徹底した経営合理化策を示すこともなく、安全対策の不備による代償を市民や企業等に転嫁しようとしており、その姿勢は安易に容認できるものではない。

また、電気料金の値上げが 4 月から実施されれば、企業等にとって大きな打撃となり、経営環境の更なる悪化、ひいては地域経済への影響が懸念される場所である。

さらに、東京電力は、家庭向けの電気料金についても、「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」の議論を踏まえ、できるだけ早い時期に値上げを国に申請する方針を示しており、その値上げが実施された際にはますます消費が停滞し、国民生活と経済情勢は悪化の一途をたどることが予想される。

よって、国におかれては、東京電力に対し、事業者向け電気料金の値上げを行う前に徹底した経営合理化を図るよう強く指導するとともに、家庭向けの電気料金の値上げ申請があった場合には、慎重に対応の上、安易に認可されないよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
経済産業大臣

宛て

安定した介護保険の運用を可能にするための対策を求める意見書

介護保険制度の創設以降、川崎市においてもその利用者数の増加に伴い、保険給付費も増加の一途をたどっており、その財源の一部を担っている第1号被保険者の介護保険料についても、水準の上昇が余儀なくされてきたところである。

こうした中、平成23年6月22日に公布された介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律では、国、都道府県、市町村それぞれが3分の1ずつを負担して都道府県に設置している介護保険財政安定化基金を、都道府県の判断で一部を取り崩し、さらに、その3分の1に相当する額を市町村に交付することで、第1号被保険者の介護保険料の負担軽減を図ることができることとされた。

また、都道府県においては、取り崩した額の3分の1に相当する額を介護保険に関する事業に要する経費に充てるよう努めるものとされているが、これについては、市町村に対する交付金として介護保険料の軽減に活用することが可能である旨の国の見解が示されたところである。

しかしながら、介護保険財政安定化基金を取り崩すことによって、当面の介護保険料の負担軽減を図れるとしても、今後の保険給付費の増加の状況などによっては、介護保険財政の安定性及び継続性が懸念されるところである。

よって、国におかれては、介護保険財政安定化基金の取崩しにより、将来的に基金の残高が不足するような事態に備えて、次期介護保険事業計画以後も安定した介護保険の運用を可能にするための対策を講ぜられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛て  
総務大臣  
厚生労働大臣

意見書案第3号

地方自治体に配慮した生活保護制度の改革を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成24年3月12日

川崎市議会議長 大島 明 様

提出者 川崎市議会議員 浅野 文 直

〃 菅 原 進

〃 東 正 則

〃 松 川 正二郎

## 地方自治体に配慮した生活保護制度の改革を求める意見書

生活保護の受給者は、昨年11月時点で208万人近くに達し、5箇月連続で過去最多を更新したが、その内訳として高齢者の増加とともに、本来、働くことができる能力を持つ者の急増が目立っており、これらの者について生活保護に頼ることなく就労自立を可能とすることが喫緊の課題となっている。

また、生活保護受給者から不当に生活保護費を搾取するいわゆる貧困ビジネスや、医療扶助の不正受給等の問題は、制度への信頼を揺るがしかねず、一方で、医療扶助については、過剰な医療により経費が増大しているとの指摘もなされている。

こうした中、生活保護制度の改革に向け、昨年5月に生活保護制度に関する国と地方の協議が開始され、12月には中間取りまとめがなされたところであるが、改革を進めるに当たっては、制度を実際に運用している地方自治体への配慮を十分にすべきである。

よって、国におかれては、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 就労支援等の自立支援策と生活保護が一体となって機能するよう、ハローワークと福祉事務所の役割を明確にするとともに連携の強化を図ること。
- 2 求職者支援制度における給付金額を生活保護費よりも高く設定するなど、同制度を始めとする第2のセーフティネットが生活保護に優先する制度となるよう、両者の関係を整理すること。
- 3 生活保護制度への国民の信頼を担保するため、地方自治体の照会・調査に対する回答義務を法制化するなど、実施機関である地方自治体の権限を強化すること。
- 4 医療扶助や住宅扶助の適正化に向けた取組を強化すること。
- 5 生活保護はナショナルミニマムとして、本来、国の責任で実施すべきであり、その経費は全額国庫負担とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛て  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣

意見書案第4号

川崎社会保険病院の民間譲渡手続の中止を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成24年3月12日

川崎市議会議長 大島 明 様

提出者	川崎市議会議員	竹間 幸一
	〃	市古 映美
	〃	佐野 仁昭
	〃	宮原 春夫
	〃	石田 和子
	〃	斉藤 隆司
	〃	石川 建二
	〃	井口 真美
	〃	勝又 光江
	〃	大庭 裕子
	〃	猪股 美恵

## 川崎社会保険病院の民間譲渡手続の中止を求める意見書

川崎社会保険病院は、昭和23年の開設以来、肺結核、公害喘息、肝疾患、糖尿病、循環器疾患など地域の疾病構造の変化に対応して医療を提供するとともに、在宅医療や救急医療などの医療ニーズに応え、また、末期がん患者の緩和ケアにも尽力してきた。

また、平成21年11月に発表された同病院の将来構想検討委員会の報告書に基づき、公的病院として存続するために川崎市、同病院及び地域住民が一体となって取り組み、本市議会においても、2度にわたり同病院の存続と機能の充実を求める意見書を可決している。

一方、国においては、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（RFO）を設置し、全国の社会保険病院の整理合理化を議論してきたが、昨年6月、RFOを地域医療機能推進機構へ3年以内に改組して社会保険病院が存続できるよう関係法が改正されている。

しかしながら、同年12月末に突然、厚生労働大臣によって、川崎社会保険病院が民間への譲渡対象施設として選定された。

こうした一方的な民間譲渡は、緩和ケア病床の中断を始め、在宅医療や救急医療の分野で医療継続を図れない事態を招くようなものであり、また、利用している患者を始めとする地域住民に医療中断に対する不安を生じさせている。

よって、国におかれては、患者の命を最優先に考え、地域医療を守る立場から、次の事項について速やかに実施されるよう強く要望するものである。

- 1 川崎社会保険病院の民間譲渡手続を中止し、譲渡対象施設から外すこと。
- 2 法改正に基づき、RFOを地域医療機能推進機構へ速やかに改組し、社会保険病院が存続できる環境を整えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛て  
総務大臣  
厚生労働大臣

意見書案第5号

川崎社会保険病院の医療機能の保全を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成24年3月12日

川崎市議会議長 大島 明 様

提出者 川崎市議会議員 浅野 文直

〃 菅原 進

〃 東 正則

〃 松川 正二郎

## 川崎社会保険病院の医療機能の保全を求める意見書

昨年12月、国は、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（RFO）に対し、川崎社会保険病院の譲渡を指示した。

川崎社会保険病院は、救急医療の後方を担う療養病床が大きく不足している本市の現状に鑑み、休床している病床を活用して療養病床を整備するよにこの本市議会の各会派からの要請に対し、平成22年12月には50床の療養病床を整備するなど、近隣地域のみならず、市全体としても同病院の医療機能はますます重要性を増していたところである。

一方で、厚生労働省は、社会保険病院等の譲渡等に当たっては、地域の医療体制が損なわれないように十分に配慮すること、各社会保険病院等が地域医療に果たしている機能を踏まえつつ、その所在する地域の地方公共団体の意見を聴取した上で、譲渡対象となる社会保険病院等を選定することを平成21年3月6日付けの通知において方針として示しており、川崎社会保険病院の譲渡もこれに基づき決定したはずである。

さらに、本市でも、譲渡条件に関し、本年2月に同病院の医療機能の確保と譲渡先への円滑な引継ぎを求める意見を、RFOに提出している。

しかしながら、現在、同病院では、新規入院の停止が予告されるなど、医療機能の保全が行われておらず、地域住民に大きな不安を抱かせている。

よって、国におかれては、川崎社会保険病院の医療機能を確保し、譲渡先への円滑な引継ぎを行うため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 医療従事者の安定的な確保に努めるなどにより、譲渡及び引継ぎ期間中における川崎社会保険病院の医療機能が保全され、患者本位の病院運営が行われるよう、運営主体である社団法人全国社会保険協会連合会に対する指導を更に強化すること。
- 2 川崎社会保険病院の譲渡を決定した国及び所有主体であるRFOの責任において、譲渡先を始め譲渡手続の経緯や今後の日程等について、市民、病院職員等に対して説明すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構理事長

宛て



意見書案第6号

農業者戸別所得補償制度の見直し等農業政策の立て直しを求める意見書案  
の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成24年3月12日

川崎市議会議長 大島 明 様

提出者 川崎市議会議員 浅野 文 直

// 菅 原 進

// 松 川 正二郎

## 農業者戸別所得補償制度の見直し等農業政策の立て直しを求める意見書

世界人口の急増や開発途上国における生活水準の急激な向上に伴い、世界的な食料争奪の時代は、目前に迫っている。

我が国の食料自給率は、平成22年度におけるカロリーベースで既に40%を下回り、自給率向上に向けて国内の農地を最大限活用し、農業の担い手が意欲を持って消費者の需要に応えられるような食料の供給体制を整備することが求められている。

しかしながら、民主党政権が行っている農業者戸別所得補償制度は、いまだ制度が固定化されず、内容的にも政策効果に乏しいばらまき政策であり、また、これにより農地の利用集積が進められなくなるという意見もあるなど、多くの欠陥を抱えている。

さらに、昨年自由民主党、公明党及び民主党の3党合意では、政策効果の検証を基に必要な見直しを検討することが約束されたものの、政策効果を十分に検証することもなく平成24年度予算に戸別所得補償関連経費6,900億円を計上したことは、現政権の真意が疑われるものであり、制度の改善に誠実かつ適切な対応が求められている。

よって、国におかれては、喫緊の課題となっている農業・農村の衰退を早急に食い止め、農業政策の立て直しを図るためにも、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 「農業者戸別所得補償」は、名称の変更を含め、国民の理解が得られるような制度とすること。
- 2 政権交代直後に大幅に削減された農業農村整備事業及び強い農業づくり交付金などの予算を適切な水準まで見直しを図ること。
- 3 食料自給率の計画的な向上や農地の規模拡大など目指すべき政策目標を明確にし、計画的に実現できるような予算の編成及び執行をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

財務大臣

農林水産大臣

意見書案第7号

障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成24年3月12日

川崎市議会議長 大島 明 様

提出者 川崎市議会議員 東 正 則

〃 竹 間 幸 一

〃 松 川 正二郎

## 障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書

障害者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な条約である障害者の権利に関する条約が、平成18年12月に国際連合総会において採択され、平成20年5月に発効しているが、我が国では国内法が未整備のため、いまだ批准するに至っていない。

こうした中、国は、同条約の締結に向けた国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革を行うため、障害者や障害者の家族も参画する障がい者制度改革推進会議を開催している。

さらに、同会議の下に総合福祉部会を設置して、障害者総合福祉法（仮称）の検討を始め、障害者の権利に関する条約及び平成22年1月に国と障害者自立支援法違憲訴訟原告団とで取り交わされた基本合意書を指針として、昨年8月に「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」が取りまとめられたところである。

一人ひとりの存在が心から大切にされ、誰もが排除されることなく社会的に包摂されるためには、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする持続可能な制度を早急に構築する必要がある。

よって、国におかれては、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」を最大限尊重した障害者総合福祉法（仮称）を早期に制定すること。
- 2 本提言が反映された障害者総合福祉法（仮称）が、実効性のあるものとなるよう十分な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛て  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣